

2020 年度防災管理者等研修会（第 2 回）
2020 年度コンビナート事業所保安対策推進連絡会（第 2 回）

2021 年 3 月（書面開催）

神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課

はじめに

本研修会及び連絡会は石油コンビナート等災害防止法（石災法）対象の特定事業所と高圧ガス保安法（高圧法）対象の特定製造事業所を対象としたものです。研修会については石油コンビナート等防災計画に基づき防災管理者に対して石油コンビナート区域における防災体制の一層の充実を図るために実施されるものです。また、連絡会についてはコンビナート事業所を対象とした法令周知、保安情報、事故情報等の普及啓発のために実施しています。

本研修会等の出席者や議題内容に一部重複する面があることから、平成 22 年度から併せて開催しているところです。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、第 1 回に引き続き書面開催とします。

議 題

1 2020年度 石油コンビナート等防災本部訓練の結果について【共通】（資料 1）

石油コンビナート等特別防災区域での災害発生時に、特定事業所の被害状況を関係機関が迅速に把握・共有する体制を維持するため、F A X 等による「情報受伝達訓練」を行った結果、59 の特定事業所が参加し、概ね適切に行われました。時間内に報告のなかった 5 事業所には改善を求めました。（2020 年 8 月 20 日実施済）

また、石油コンビナート等特別防災区域における災害発生直後の初動対応の習得・習熟 及び 関係各機関同士の連携を維持するため、主に初任者に向け、災害対策本部を主体とした情報の受伝達等、各機関の主な活動内容について、スライド資料を用いた講義形式の「合同図上訓練」を実施し、関係機関から計 50 人の参加がありました。（2020 年 11 月 10 日実施済）

2 2020年度 神奈川県石油コンビナート等防災計画に係る予防対策取組状況調査の結果について【防災管理者等研修会】（資料 2）

2015 年に「神奈川県石油コンビナート等防災計画」の修正を行った際、「特定事業所における予防対策」を充実させました。充実させた予防対策等の取組状況を把握するため、2016 年度から本調査を開始することとしました。

前回、2020 年 7 月の研修会にてお伝えした調査の内容について、その結果を資料

のとおり報告します。

なお、事故・災害発生時の影響範囲について把握することが望ましいため、未検討の事業所は、県の防災アセスメント調査結果等を基に、影響範囲の把握に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

3 2020年に発生した異常現象及び高圧ガス事故について【共通】(資料3)

2020年1月～12月までに発生した異常現象及び高圧ガス事故について資料のとおり取りまとめました。

「高圧ガス事故」の場合は高圧ガス保安法第63条に基づく事故届、「異常現象」に該当した場合は、石油コンビナート等災害防止法第26条に基づき災害の状況・実施した措置内容についての報告(26条報告)が必要です。

また、高圧ガス事故の場合は遅滞なく、異常現象の場合は防災活動終了後2週間以内に報告をお願いします。また、原因究明や再発防止の検討に時間がかかる場合は、中間報告として一度報告していただくようお願いします。なお、各報告については別途電子データの提出のご協力をお願いします。

今後とも速やかな通報と、発生原因を究明し、再発防止を検討くださるようお願いいたします。

4 高圧ガス保安法関係法令の改正等について【コンビナート事業所保安対策推進連絡会】(資料4)

(1) 法令改正、国の動向について

前回、2020年7月の連絡会以降にありました法令改正等、主な国の動向については次のとおりです。

- 高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領の事故分類見直し(8月4日)
- 完成検査及び保安検査の目視検査におけるドローンの活用(10月30日)
- 「プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン」及び「プラントにおける先進的 AI 事例集」の公表(11月17日)
- 高圧ガス保安協会による技術基準への適合性評価事業の開始(11月24日)
- 押印を求める手続の見直し等(12月28日)
- スーパー認定事業者が行う軽微な変更の工事の要件の拡大等(2月22日)
- 法定点検におけるドローン、AI等の新技術の活用の明示(3月2日)

(2) 2020年度事例からの注意喚起

① 安全弁の保安検査周期の適切な管理について

昨年、県内事業所において、安全弁の保安検査不備が発覚いたしました。本件の原因は安全弁管理台帳に記載されている検査周期が図面や製造番号等

による型式判定ではなく、現場の外観状況やメーカーへのヒアリング等から判断したことによると推察されています。

事業所の皆様には、検査の不備を防止するため、各事業所において、台帳の管理の徹底及び図面等による安全弁の型式判定を実施するようお願いいたします。

② 作業員による事故防止について

2020年5月14日、三重県において、高圧ガス設備である貯槽タンクの開放作業中に、現場責任者が作業を予定していない貯槽内部に入槽し、酸欠により死亡する事故が発生しました。

事業所の皆様には安全のため、酸欠の危険性を再認識した上で、作業方法等について改めて考えていただくようお願いいたします。

(3) 2020年度手続き相談事例の紹介

今年度、複数の事業所から相談・対応した事例の中で、他の事業所でも参考になりそうなものを説明します。

① 特定設備と特定則制定前の特定設備相当の設備に係る手続きの違いについて

特定設備か、特定則制定前に製作された設備（特定設備相当の設備）かによって、必要な検査や手続きが異なる場合があります。圧力容器の変更工事の際にはまず、特定設備なのか特定設備相当かを確認いただくようお願いします。

② 高圧ガス設備の常用圧力の変更に伴う手続きについて

運転圧力が常用圧力に近づいている・運転圧力を上げたいといったことから常用圧力の変更の相談が複数ありました。常用圧力を上げる場合の手続き・注意事項については資料のとおりです。

5 高圧ガス保安法に基づく立入検査について【コンビナート事業所保安対策推進連絡会】(資料5)

- 2019年度に実施した高圧ガス保安法に基づく立入検査において、保温材等内部の配管・点検管理方法について確認しました。結果については資料のとおりです。
- 2019年立入検査結果の公表と併せて、皆様の参考になるであろう事業者の取組事例を本連絡会において発表いただく予定でしたが、書面開催となったため、次回に発表を延期させていただくことになりました。
- また、2020年度の立入検査の実施については新型コロナウイルス感染症の蔓延により、中止とさせていただきます。代替として、2021年3月2日付けで調査票の回答のご協力を電子メールによりお願いしています。年度末のお忙しいところ恐

縮ですが、3月26日(金)までに電子メールにより回答くださるようお願いいたします。

6 そのほか

- ◆ **令和3年度年間計画の提出について【コンビナート事業所保安対策推進連絡会】**
消防保安課では毎年、高圧ガス特定製造事業所の保安検査計画や施設稼働計画などを把握し、許認可、検査、保安指導等の参考とするため、年間計画調査を実施しています。

2021年3月2日に、表題調査を電子メールにより依頼していますので、送付した様式に記入いただいた上、3月30日(火)までに消防保安課まで提出いただくようお願いいたします。

- ◆ **そのほか【共通】**

- ・ 本研修会等の資料については消防保安課のHPにて後日公開する予定です。事業所内部での情報共有等にお役立てください。
- ・ 次回の開催は2021年7月を予定しています。議題については、例年のものに加え、腐食管理の事例紹介等を予定しています。なお、新型コロナウイルスの影響により、中止又は書面による開催になる場合があります。
- ・ 開催案内等については現況調査等からご報告いただいたメールアドレスにご連絡します。ご担当者の変更等がありましたら随時こちらまでご連絡ください。

消防保安課高圧ガス・コンビナートグループ kombinat.hn@pref.kanagawa.jp